

## 須坂市スポーツ競技全国大会等出場に関する激励金交付要領

### (目的)

第1 全国大会等に出場する団体及び個人に対して、大会での活躍を激励するとともに、スポーツ競技の一層の振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要領において「全国大会等」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 国民体育大会
- (2) 全日本選手権大会（国、全国を統一する体育団体又は日本スポーツ協会加盟競技団体が主催する大会等）
- (3) 全国高等学校総合体育大会
- (4) 国際競技大会（オリンピック、世界選手権大会、アジア選手権大会、ユニバーシアード大会、パラリンピック等）

### (交付対象者)

第3 激励金交付の対象者は次に掲げる者とする。ただし、須坂市小・中・高等学校競技会・発表会等出場選手激励金の交付対象者及び須坂市スポーツ協会ジュニア育成事業に伴う全国大会等出場に関する激励金の交付対象者（第2第4号に出場する者を除く。）を除く。

- (1) 市内に住所を有する者又は勤務している者（大会要綱等に定める監督及びコーチ等を含む。）
  - (2) 市内の事業所、学校若しくはクラブ単位で構成される団体
  - (3) 第2第4号に規定する大会に出場する者は、市外に住所を有する者で、市内に在住履歴があり、かつ、1親等親族が市内に在住する者を含む。
- 2 同一年度において対象となるのは1人（1団体）1回とする。（第2第4号に出場する者を除く。）

### (交付額)

第4 激励金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- |                                |            |
|--------------------------------|------------|
| (1) 個人で出場する場合                  | 3,000円     |
| (2) 第2第4号に規定する国際競技大会に個人で出場する場合 | 10,000円    |
| (3) 10人未満の団体で全国大会に出場する場合       | 30,000円以内  |
| (4) 10人以上の団体で全国大会に出場する場合       | 50,000円    |
| (5) 第2第4号に規定する国際競技大会に団体で出場する場合 | 100,000円以内 |

### (交付の手續)

第5 市長は、激励金を交付するときは、本人又は本人以外の者に須坂市スポーツ競技全国大会等出場者連絡票の提出を求めるものとする。

### (結果の報告)

第6 激励金を交付された者は、大会終了後速やかに、須坂市スポーツ競技全国大会等出場結果報告書を市長に提出するものとし、大会に出場しなかった場合は激励金を返還するものとする。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。